

都区協議会における区長会会長発言要旨(令和3年2月2日)

今年度の都区財政調整協議は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退のため、大規模な減収となることが見込まれる、非常に厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨ませていただいた。

協議の結果、清掃費の見直しや、緊急対策としての中小企業関連資金融資あっせん事業など、区側提案の多くが反映できた。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々あった。

特別交付金の割合の引下げや、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

なお、減収補填対策について、現下の経済状況や特別区の新型コロナウイルス感染症対応の状況等を鑑みて、必要とする区に、特例的に区市町村振興基金を貸し付けることを、都側にはご判断いただいた。

減収補填債の直接発行については、引き続き国へ求めてまいるので、都におかれては、改めてご協力をお願いする。

依然として財政状況に不透明感がある状況下ではあるが、今なお続く感染症への対応や、東京2020オリンピック・パラリンピック、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号及び第2号協議案を了承する。